

様式第1号（第3条関係）

袖ヶ浦市屋外保管事業場設置許可（許可の更新）申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

生年月日

年 月 日

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条第1項の規定により、屋外保管事業場の許可を受けたいので、添付書類を添えて、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の名称及び所在地	名称			
	所在地	袖ヶ浦市		
屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項		電話番号		
	着工予定年月日	年	月	日
	使用開始予定年月日	年	月	日
	敷地面積	立法メートル		
	用途地域及び地目			
	保管する再生資源物の品目			
	再生資源物の総保管量	立法メートル		
	再生資源物を保管する最大の高さ	メートル		
	再生資源物の法面の勾配	：		
	屋外保管に伴い生ずる排水の量及び処理方法	立法メートル		
	再生資源物の溶接、溶断等の有無	有 ・ 無		
	主な受入先及び方法			
	主な搬出先及び方法			
	屋外保管事業場の責任者の氏名			
	屋外保管事業場の従業員数	人		
作業の開始時間及び終了時間等	開始時間	終了時間	休業日	
	時 分	時 分	曜日	

役員 <small>の</small> 氏名、住所及び生年月日 （役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。申請者が法人である場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
使用人の氏名、住所及び生年月日 （申請者に使用人がある場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の氏名、住所及び生年月日 （申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	氏名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の名称、住所及び生年月日並びにその代表者の氏名 （申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	名称	
	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の役員 <small>の</small> 氏名、住所及び生年月日 （役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日

標準作業書の記載事項

<p>再生資源物の搬入から搬出までの保管等の工程</p>	
<p>再生資源物の保管の方法</p>	
<p>排水処理設備、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法 (これらを設置する場合に限る。)</p>	
<p>廃油及び廃液の回収、屋外保管事業場からの流出の防止及び保管の方法</p>	
<p>騒音及び振動対策の措置</p>	
<p>火災予防上の措置</p>	
<p>電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び保管の方法</p>	
<p>屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法</p>	
<p>屋外保管事業場の保守点検の方法</p>	

添付書類

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (5) 許可申請者が第3条第2項第2号に掲げる屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有すること（許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (6) 許可申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等をいう。））の記載のある住民票の写し（申請の日前3月以内に作成されたものに限る。以下同じ。））及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (7) 許可申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (8) 許可申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (9) 許可申請者に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (10) 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) 条例第6条第5項第2号イからイまでに該当しない者であることを証する誓約書（様式第2号）
- (13) 説明会等実施状況報告書（様式第3号）
- (14) 袖ヶ浦市屋外保管事業場設置（変更）事前協議終了通知書の写し
- (15) 緊急時の連絡体制
- (16) その他市長が必要と認める書類及び図面

誓約書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条第5項第2号イからスまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

条例第6条第5項第2号イからスまでの内容

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。第19条第1項第1号及び第2号において同じ。）の規定に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- オ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第41条第2項又はこの条例第19条第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号若しくは法第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）又はこの条例第19条第1項第3号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知（この条例の規定による当該取消しの処分にあっては、袖ヶ浦市行政手続条例（平成8年条例第19号）第15条の規定による通知。以下この号において同じ。）があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過

しないものを含む。)

カ 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは浄化槽法第41条第2項又はこの条例第19条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。キにおいて同じ。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出又はこの条例第13条第1項ただし書の規定による全部の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ カに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出又はこの条例第13条第1項ただし書の規定による全部の廃止の届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ク 屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ケ 暴力団員等(袖ヶ浦市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。スにおいて同じ。)

コ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからケまでのいずれかに該当するもの

サ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者のあるもの

シ 個人で規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者のあるもの

ス 暴力団員等がその事業活動を支配する者

説明会等実施状況報告書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

報告者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

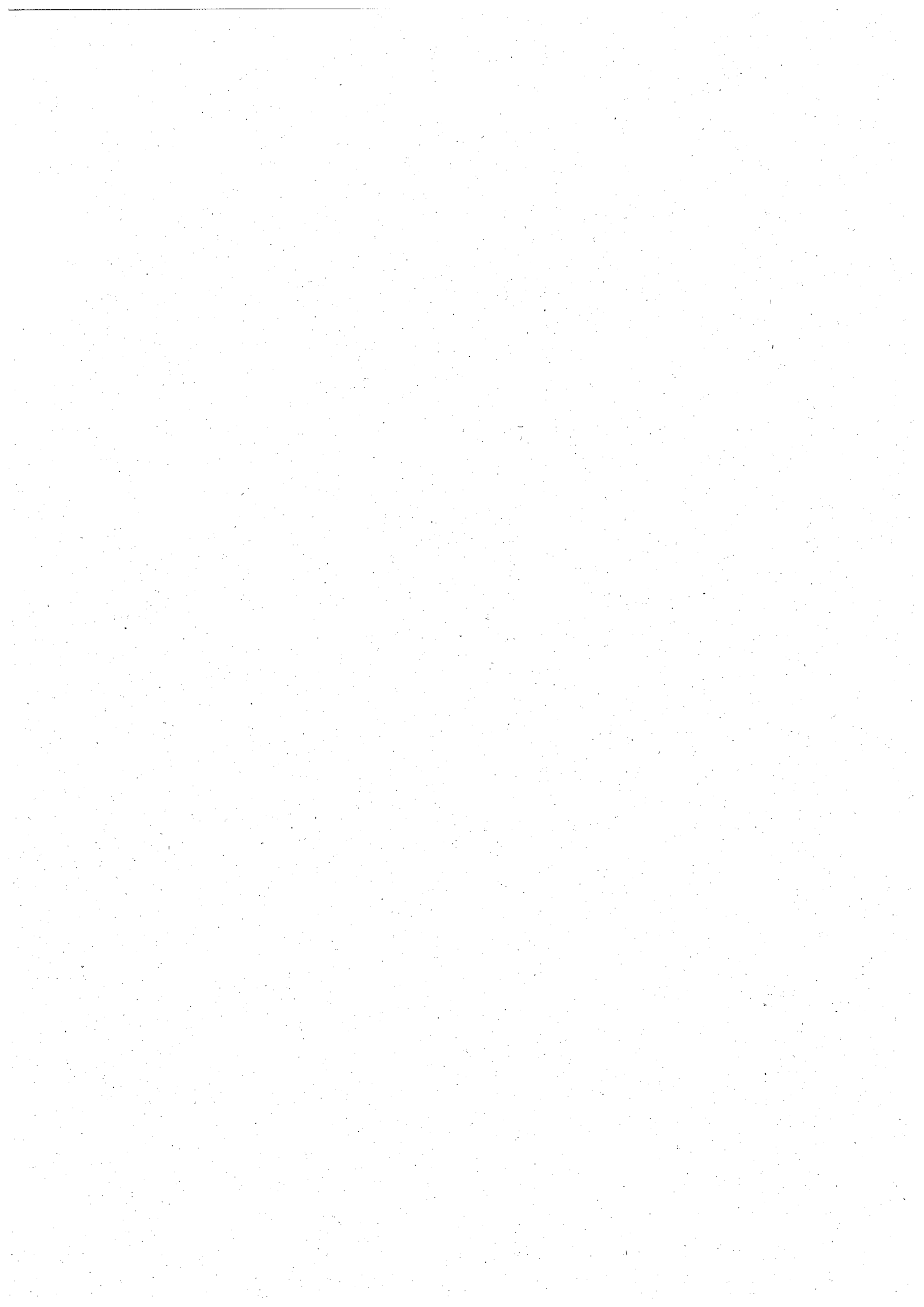
担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第8条第1項の規定により実施した説明会等について、次のとおり報告します。

開催日時	年 月 日
開催場所	
開催の周知範囲	
開催の周知方法	
説明者	
説明の内容	
出席者の状況	周辺住民 人 事業者 人 その他 人
開催状況	<周辺住民等の意見、要望等の内容> <周辺住民等の意見、要望等に対する回答>



袖ヶ浦市屋外保管事業場設置許可通知書

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の設置については、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 対象となる屋外保管事業場

名称

所在地

2 許可の有効期限

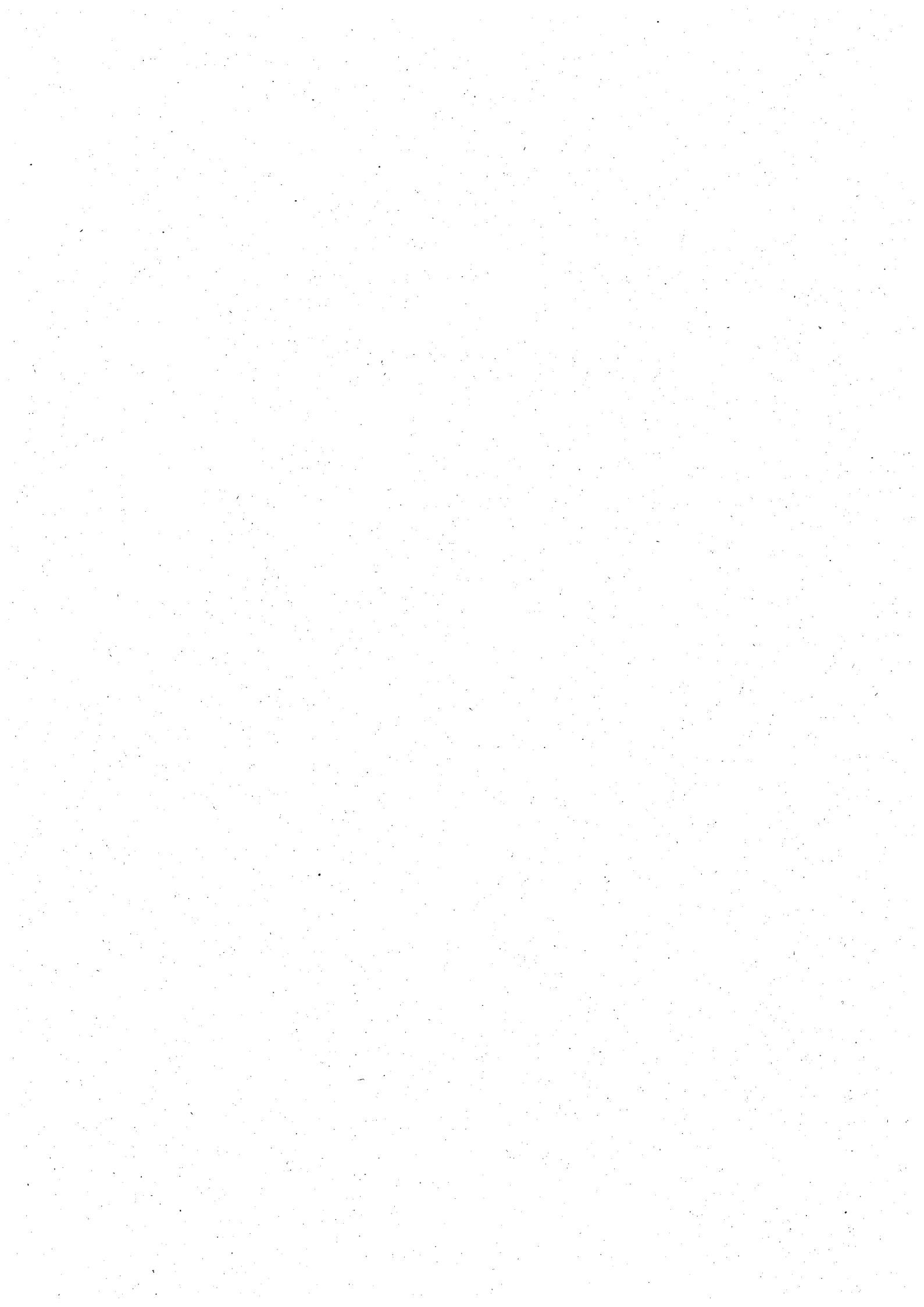
年 月 日

3 許可の条件

4 教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



袖ヶ浦市屋外保管事業場設置不許可通知書

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の設置については、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条第5項の規定により、下記のとおり不許可とします。

記

- 1 対象となる屋外保管事業場
名称
所在地
- 2 不許可の理由

3 教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

袖ヶ浦市屋外保管事業場設置(変更)許可証

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条第1項の許可又は第13条第1項の変更の許可を受けた屋外保管事業場であることを証する。

袖ヶ浦市長



許可の年月日 年 月 日

許可番号 第 号

許可の有効期間 年 月 日

1 許可の更新の状況

年 月 日 新規の許可

年 月 日 更新の許可

2 屋外保管事業場の名称及び所在地

名称

所在地

3 許可の条件

様式第7号（第8条関係）

袖ヶ浦市屋外保管事業場使用前検査申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者 氏 名

電話番号

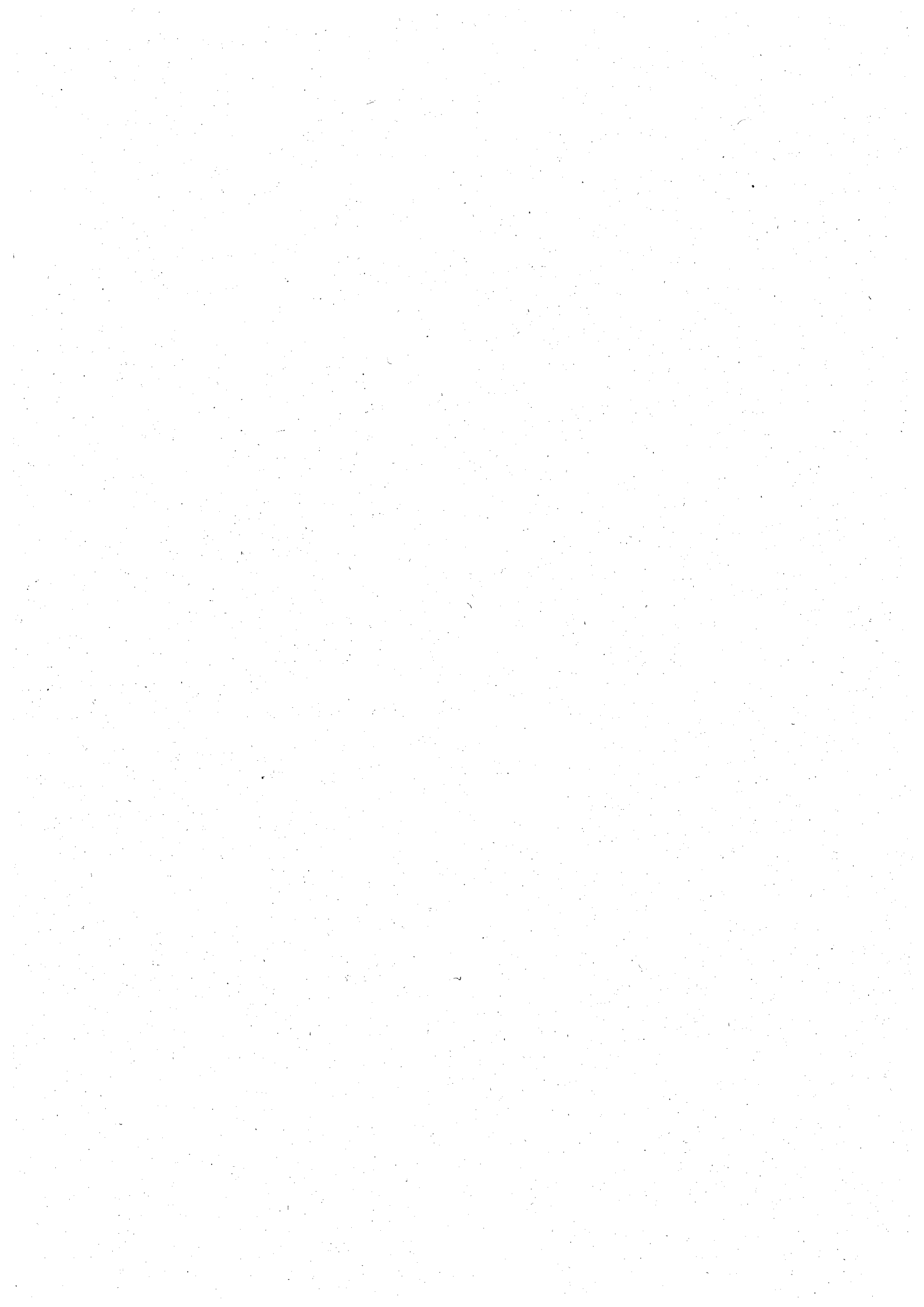
電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条第6項の規定により、屋外保管事業場の使用前検査を受けたいので、添付書類を添えて、次のとおり申請します。

検査の対象となる屋外保管事業場の名称及び所在地	名称	
	所在地	袖ヶ浦市 電話番号
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
工事完了年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日

添付書類

屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図その他参考となる書類又は図面



袖ヶ浦市屋外保管事業場計画適合通知書

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の使用前検査については、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条第6項の規定により検査したところ、下記のとおり屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していることを認めます。

記

- 1 対象となる屋外保管事業場
名称
所在地

- 2 許可年月日及び許可番号
年 月 日
第 号

- 3 検査日
年 月 日

様式第9号（第9条関係）

袖ヶ浦市屋外保管事業場設置（変更）事前協議書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

協議者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

生年月日

年 月 日

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第7条の規定により、屋外保管事業場の計画について協議をしたいので、添付書類を添えて、次のとおり提出します。

屋外保管事業場の 名称及び所在地	名称			
	所在地	袖ヶ浦市		
屋外保管事業場の 設置に関する計画 に係る事項		電話番号		
	設置年月日	年	月	日
	敷地面積	平方メートル		
	用途地域及び地目			
	保管する再生資源物の品目			
	再生資源物の総保管量	立法メートル		
	再生資源物を保管する最大の高さ	メートル		
	再生資源物の法面の勾配	:		
	屋外保管に伴い生ずる排水の量及び処理方法	立法メートル		
	再生資源物の溶接、溶断等の有無	有 : 無		
	主な受入先及び方法			
	主な搬出先及び方法			
	屋外保管事業場の責任者の氏名			
	屋外保管事業場の従業員数	人		
作業の開始時間及び終了時間等	開始時間	終了時間	休業日	
	時 分	時 分	曜日	

標準作業書の記載事項

<p>再生資源物の搬入から搬出までの保管等の工程</p>	
<p>再生資源物の保管の方法</p>	
<p>排水処理設備、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法 (これらを設置する場合に限る。)</p>	
<p>廃油及び廃液の回収、屋外保管事業場からの流出の防止及び保管の方法</p>	
<p>騒音及び振動対策の措置</p>	
<p>火災予防上の措置</p>	
<p>電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び保管の方法</p>	
<p>屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法</p>	
<p>屋外保管事業場の保守点検の方法</p>	

添付書類

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (5) 許可申請予定者が第9条第2項第2号に掲げる屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有すること（許可申請予定者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (6) 緊急時の連絡体制
- (7) その他市長が必要と認める書類及び図面

袖ヶ浦市屋外保管事業場設置(変更)事前協議終了通知書

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の計画については、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象となる屋外保管事業場
名称
所在地
- 2 許可年月日及び許可番号
年 月 日
第 号
- 3 市の意見

様式第11号（第15条関係）

袖ヶ浦市屋外保管事業場水質検査等申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所 （法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第11条第1項の規定により、水質検査及び地質検査を実施したいので、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の 名称及び所在地	名称	
	所在地	袖ヶ浦市 電話番号
許可の年月日及び 許可番号	許可の年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
水質検査及び地質 検査の実施希望年 月日	第1希望年月日	年、月 日
	第2希望年月日	年 月 日

様式第12号（第16条関係）

袖ヶ浦市屋外保管事業場水質検査等報告書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

報告者 住 所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第11条第1項の規定により、水質検査及び地質検査を実施したので、次のとおり報告します。

屋外保管事業場の 名称及び所在地	名称	
	所在地	袖ヶ浦市 電話番号
許可の年月日及び 許可番号	許可の年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
実施年月日		年 月 日
排水及び土壌の採 取場所及び現場写 真	別添位置図及び現場写真のとおり	
水質検査に係る検 査試料採取調書及 び計量証明書	別添のとおり	
地質検査に係る検 査試料採取調書及 び計量証明書	別添のとおり	
次回の水質検査及 び地質検査の予定 年月日		年 月 日

袖ヶ浦市屋外保管事業場記録毀損等届出書

袖ヶ浦市長 様

届出者 住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第12条第3項の規定により、作成した記録を毀損し、亡失し、又は滅失したので、次のとおり届け出ます。

屋外保管事業場の 名称及び所在地	名称	
	所在地	袖ヶ浦市 電話番号
許可の年月日及び 許可番号	許可の年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
毀損等の別	毀損 ・ 亡失 ・ 滅失	
毀損等した記録及 び原因		
再発防止策の検討		
毀損等の年月日	年 月 日	

様式第14号（第18条関係）

袖ヶ浦市屋外保管事業場変更許可申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

生年月日

年 月 日

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第13条第1項本文の規定により、屋外保管事業場の変更の許可を受けたいので、添付書類を添えて、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の 名称及び所在地	名称	
	所在地	袖ヶ浦市 電話番号
許可の年月日及び 許可番号	許可の年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
変更の内容		
変更の理由		
変更予定年月日	年 月 日	

役員 <small>の</small> 氏名、住所及び生年月日 （役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同 以上の支配力を有するものと認められる者を含む。申請者が法人である場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
使用人の氏名、住所及び生年月日 （申請者に使用人がある場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の氏名、住所及び生年月日 （申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	氏名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の名称、住所及び生年月日並びにその代表者の氏名 （申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	名称	
	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の役員 <small>の</small> 氏名、住所及び生年月日 （役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同 以上の支配力を有するものと認められる者を含む。申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日

変更に係る標準作業書の記載事項

<p>再生資源物の搬入から搬出までの保管等の工程</p>	
<p>再生資源物の保管の方法</p>	
<p>排水処理設備、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法 (これらを設置する場合に限る。)</p>	
<p>廃油及び廃液の回収、屋外保管事業場からの流出の防止及び保管の方法</p>	
<p>騒音及び振動対策の措置</p>	
<p>火災予防上の措置</p>	
<p>電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び保管の方法</p>	
<p>屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法</p>	
<p>屋外保管事業場の保守点検の方法</p>	

添付書類

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (5) 変更申請者が第18条第2項第2号に掲げる屋外保管事業場の所有権を有すること（変更申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (6) 変更申請者が個人である場合には、住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (7) 変更申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (8) 変更申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (9) 変更申請者に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (10) 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書（様式第2号）
- (13) 説明会等実施状況報告書（様式第3号）
- (14) 袖ヶ浦市屋外保管事業場設置（変更）事前協議終了通知書の写し
- (15) 緊急時の連絡体制
- (16) その他市長が必要と認める書類及び図面

袖ヶ浦市屋外保管事業場変更許可通知書

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の変更については、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第13条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 対象となる屋外保管事業場

名称

所在地

2 許可の有効期限

年 月 日

3 許可の条件

4 教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、袖ヶ浦市を被告として(訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

袖ヶ浦市屋外保管事業場変更不許可通知書

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の変更については、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第13条第1項の規定により、下記のとおり不許可とします。

記

- 1 対象となる屋外保管事業場
名称
所在地
- 2 不許可の理由

3 教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、袖ヶ浦市を被告として(訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

袖ヶ浦市屋外保管事業場廃止届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出者 住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第13条第1項の規定により、屋外保管の全部又は一部を廃止したので、次のとおり届け出ます。

屋外保管事業場の 名称及び所在地	名称	
	所在地	袖ヶ浦市 電話番号
許可の年月日及び 許可番号	許可の年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
廃止の理由		
廃止の年月日	年 月 日	

袖ヶ浦市屋外保管事業場軽微変更届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出者 住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第13条第1項の規定により、軽微な変更をしたので、次のとおり届け出ます。

屋外保管事業場の 名称及び所在地	名称	
	所在地	袖ヶ浦市 電話番号
許可の年月日及び 許可番号	許可の年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更の年月日	年 月 日	

様式第19号（第20条関係）

袖ヶ浦市屋外保管事業場譲受け等許可申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

生年月日

年 月 日

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第15条第1項の規定により、屋外保管事業場の譲受け又は借受けの許可を受けたいので、添付書類を添えて、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の 名称及び所在地	譲受け又は借受け 前の名称	
	譲受け又は借受け 後の名称	
	所在地	袖ヶ浦市 電話番号
許可の年月日及び 許可番号	許可の年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
譲受け又は借受け の相手方の氏名又 は名称、住所及び 生年月日並びに法 人にあつては、そ の代表者の氏名	氏名又は名称	
	住所	
	生年月日	年 月 日

役員 <small>の</small> 氏名、住所及び生年月日 （役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。申請者が法人である場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
使用人の氏名、住所及び生年月日 （申請者に使用人がある場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の氏名、住所及び生年月日 （申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	氏名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の名称、住所及び生年月日並びにその代表者の氏名 （申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	名称	
	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の役員 <small>の</small> 氏名、住所及び生年月日 （役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 譲受け等申請者が第21条第1項に掲げる屋外保管事業場の所有権を有すること（譲受け等申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (2) 譲受け等申請者が個人である場合には、住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (3) 譲受け等申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (4) 譲受け等申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (5) 譲受け等申請者に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (6) 譲受け等申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (7) 譲受け等申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (8) 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書（様式第2号）
- (9) 緊急時の連絡体制
- (10) その他市長が必要と認める書類

袖ヶ浦市屋外保管事業場譲受け等許可通知書

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の譲受け又は借受けについては、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第15条第2項の規定において準用する同条例第6条第5項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 対象となる屋外保管事業場

名称

所在地

2 許可の有効期限

年 月 日

3 許可の条件

4 教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、袖ヶ浦市を被告として(訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

袖ヶ浦市屋外保管事業場譲受け等不許可通知書

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の譲受け又は借受けについては、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第15条第2項の規定において準用する同条例第6条第5項の規定により、下記のとおり不許可とします。

記

1 対象となる屋外保管事業場

名称

所在地

2 不許可の理由

3 教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第22号（第21条関係）

袖ヶ浦市屋外保管事業場承継承認申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

生年月日 年 月 日

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第16条第2項の規定により、法人の合併又は分割について承認を受けたいので、添付書類を添えて、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の名称及び所在地	合併又は分割前の名称	
	合併又は分割後の名称	
	所在地	袖ヶ浦市 電話番号
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により屋外保管事業場を承継する法人の氏名又は名称、住所及び生年月日	氏名又は名称	
	住所	
	生年月日	年 月 日
合併又は分割の方法及び条件		
合併又は分割の理由		

役員の氏名、住所及び生年月日 (役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有するものと認められる者を含む。申請者が法人である場合に記入すること。)	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
使用人の氏名、住所及び生年月日 (申請者に使用人がある場合に記入すること。)	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 合併契約書又は分割契約書の写し
- (2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該屋外保管事業場を承継する法人が条例第6条第1項の許可を受けた者でない法人である場合には、当該法人に係る次に掲げる事項
 - ア 定款及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び登記事項証明書
 - ウ 第5条に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
 - エ 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書(様式第2号)
- (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継する法人に係る次に掲げる書類
 - ア 役員となる者の住民票の写し
 - イ 第5条に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し
- (4) 緊急時の連絡体制
- (5) その他市長が必要と認める書類

袖ヶ浦市屋外保管事業場承継承認決定通知書

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の承継については、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第16条第3項の規定において準用する同条例第6条第5項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 対象となる屋外保管事業場

名称

所在地

2 許可の有効期限

年 月 日

3 許可の条件

4 教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、袖ヶ浦市を被告として(訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

袖ヶ浦市屋外保管事業場承継不承認決定通知書

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の承継については、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第16条第3項の規定において準用する同条例第6条第5項の規定により、下記のとおり不許可とします。

記

1 対象となる屋外保管事業場

名称

所在地

2 不許可の理由

3 教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第25号(第22項関係)

袖ヶ浦市屋外保管事業場承継届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出者 住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

生年月日 年 月 日

被相続人との続柄

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第17項第2項の規定により、屋外保管事業場の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、添付書類を添えて、次のとおり届け出ます。

屋外保管事業場の名称及び所在地	承継前の名称	
	承継後の名称	
	所在地	袖ヶ浦市 電話番号
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
被相続人の氏名、死亡時の住所及び生年月日	氏名	
	死亡時の住所	
	生年月日	年 月 日
相続の開始の日		年 月 日

役員の氏名、住所及び生年月日 （役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。届出者が法人である場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
使用人の氏名、住所及び生年月日 （届出者に使用人がある場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の氏名、住所及び生年月日 （届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	氏名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の名称、住所及び生年月日並びにその代表者の氏名 （届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	名称	
	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の役員の氏名、住所及び生年月日 （役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 被相続人との続柄を証する書類
- (2) 住民票の写し及び相続人の登記事項証明書
- (3) 相続人が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (4) 相続人が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (5) 相続人に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
- (6) 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書（様式第2号）
- (7) 緊急時の連絡体制
- (8) その他市長が必要と認める書類

立入検査証

縦 2.5cm
横 2.0cm

写真

所属名

氏名

生年月日

年 月 日

許可期間

年 月 日～ 年 月 日

上記の者は、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第21条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。

袖ヶ浦市長



(裏)

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、屋外保管事業者の屋外保管事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附則様式第1号（附則第2項関係）

袖ヶ浦市既存屋外保管事業場届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出者 住 所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例附則第2項に定める既存屋外保管事業場について、同条例附則第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

既存屋外保管事業場の名称及び所在地	名称	
	所在地	袖ヶ浦市 電話番号

附則様式第2号（附則第3項関係）

袖ヶ浦市既存屋外保管事業場構造等届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出者 住 所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

生年月日

年 月 日

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例附則第2項で定める既存屋外保管事業場の構造等について、同条例附則第6項の規定により、添付書類を添えて、次のとおり届け出ます。

既存屋外保管事業場の名称及び所在地	名称			
	所在地	袖ヶ浦市		電話番号
既存屋外保管事業場に関する計画に係る事項	設置年月日	年 月 日		
	敷地面積	平方メートル		
	用途地域及び地目			
	保管する再生資源物の品目			
	再生資源物の総保管量	立方メートル		
	再生資源物を保管する最大の高さ	メートル		
	再生資源物の法面の勾配	：		
	屋外保管に伴い生ずる排水の量及び処理方法	立法メートル		
	再生資源物の溶接、溶断等の有無	有 ・ 無		
	主な受入先及び方法			
	主な搬出先及び方法			
	屋外保管事業場の責任者の氏名			
	屋外保管事業場の従業員数	人		
	作業の開始時間及び終了時間等	開始時間	終了時間	休業日
時 分		時 分	曜日	

役員 <small>の</small> 氏名、住所及び生年月日 （役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同 以上の支配力を有するものと認められる者を含む。届出者が法人である場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
使用人の氏名、住所及び生年月日 （届出者に使用人がある場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の氏名、住所及び生年月日 （届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	氏名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の名称、住所及び生年月日並びにその代表者の氏名 （届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	名称	
	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法定代理人の役員 <small>の</small> 氏名、住所及び生年月日 （役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同 以上の支配力を有するものと認められる者を含む。届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日

標準作業書の記載事項

<p>再生資源物の搬入から搬出までの保管等の工程</p>	
<p>再生資源物の保管の方法</p>	
<p>排水処理設備、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法 (これらを設置する場合に限る。)</p>	
<p>廃油及び廃液の回収、既存屋外保管事業場からの流出の防止及び保管の方法</p>	
<p>騒音及び振動対策の措置</p>	
<p>火災予防上の措置</p>	
<p>電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び保管の方法</p>	
<p>屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法</p>	
<p>既存屋外保管事業場の保守点検の方法</p>	

添付書類

- (1) 既存屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 既存屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図
- (3) 既存屋外保管事業場内の配置図
- (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (5) 従前の屋外保管事業者（条例附則第5項に規定する従前の屋外保管事業者をいう。以下同じ。）が附則第4項第2号に掲げる既存屋外保管事業場の所有権を有すること（従前の屋外保管事業者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (6) 従前の屋外保管事業者が個人である場合には、住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (7) 従前の屋外保管事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (8) 従前の屋外保管事業者が法人である場合には、その役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (9) 従前の屋外保管事業者が第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (10) 従前の屋外保管事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 従前の屋外保管事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類。
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) 条例附則第7項に規定する措置を行ったことを報告する書類
- (13) 緊急時の連絡体制
- (14) その他市長が必要と認める書類及び図面